

「令和7年度 体験の白」（栗東市版）とは

「令和7年度 体験の白」とは、児童・生徒が「大阪・関西万博」または「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の会場に行き見学（観戦）することを企画し、実行することができる日です。

「令和7年度 体験の白」を取得して「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」に参加する場合は、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとし、平日に参加する場合でも欠席とはなりません。「体験の白」は、1日単位で年間最大3日まで取ることができます。

「令和7年度 体験の白」届け出の流れ

1 計画を立てる

- ・「体験の白」の計画を立てる。

2 届け出る

- ・学校から示された方法で、学校へ届け出る。→ 学校が承認。

3 体験の白

- ・児童・生徒が、「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」いずれかを見学・観戦する。

ご留意いただきたいこと

- 年に3日まで取ることができます。保護者等との参加を条件とします。また、「体験の白」取得中の安全管理等については、保護者等の責任の下で行ってください。
- 「体験の白」を取ることで受けられなくなる授業内容の補習は、ありません。
- 事前（原則1週間前まで）に学校へ届け出る必要があります。
- 届け出た内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- 学校によっては、行事などの教育活動のため、「体験の白」を取ることができない日がありますので、各学校のルールをご確認ください。



Q & A

Q1 どうして「令和7年度 体験の日」（栗東市版）を作ったのですか。

A1 令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障 スポ」が開催されます。「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障 スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることが期待されます。いずれの事業も、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加しやすくなるように作られました。

Q2 「令和7年度 体験の日」を連続して取ることは可能ですか。

A2 連続して取ることは可能です。

Q3 「令和7年度 体験の日」を半日単位や1時間単位で取ることは可能ですか。

A3 「体験の日」は1日単位での取得となりますので、半日単位や1時間単位で取ることはできません。

<お問い合わせ先/情報>

■ 制度全般に関すること

栗東市教育委員会事務局 学校教育課 077-551-0130

■ 届け出等に関すること

各学校にお問い合わせください。